

千葉県消防学校消防団員教育実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県消防学校運営規程（平成8年消防局訓令（甲）第3号）第20条の規定により、千葉県消防学校で行う消防団員に対する教育訓練（以下「消防団員教育等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育訓練の種類) 規程第17条第2項関係

第2条 学校長が行う消防団員教育等の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎教育
- (2) 専科教育機関科
- (3) 幹部教育指揮幹部科
 - ア 現場指揮課程
 - イ 分団指揮課程
- (4) その他訓練
 - ア 機関運用訓練
 - イ 規律訓練

(教育訓練の内容及び時間数) 規程第17条第2項関係

第3条 消防団員教育等の内容及び時間数については、別表のとおりとする。
ただし、学校長がその教育等の内容と同等以上の内容と認めた場合は、これによらないことができる。

(修了証等の交付)

第4条 学校長は、前条に規定する教育等（その他訓練を除く。）を修了したと認める消防団員に対し、千葉県消防職員教育規程第11条（平成8年消防局訓令（甲）第2号）の規定に準じ、修了証を交付するものとする。

2 学校長は、第2条で定める指揮幹部科の両課程を修了した消防団員に対し、修了証の他、活動時の指揮者であることを示すき章を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

1 基礎教育

| 教 科 目 | 時 間 | 教 科 目 | 時 間 |
|--------|-----|-------|-----|
| 講話 | 0.5 | 組織制度 | 0.5 |
| 災害活動要領 | 2 | 火災防ぎよ | 1 |
| 防災 | 0.5 | 安全管理 | 1 |
| 救急救助 | 1 | 行事その他 | 0.5 |
| | | 合 計 | 7 |

2 専科教育機関科

| 教 科 目 | 時 間 | 教 科 目 | 時 間 |
|----------|-----|-------|-----|
| 講話 | 0.5 | ポンプ運用 | 1 |
| 道路交通関係法令 | 1 | 機関整備 | 2 |
| 緊急走行要領 | 2 | 行事その他 | 0.5 |
| | | 合 計 | 7 |

3 幹部教育指揮幹部科

(1) 現場指揮課程 (部長・班長を対象)

| 教 科 目 | 時 間 | 教 科 目 | 時 間 |
|-----------|-----|-------------|-----|
| 講話 | 0.5 | 災害情報収集・伝達訓練 | 1 |
| 現場指揮・安全管理 | 1 | 避難誘導訓練 | 1 |
| 火災防ぎよ訓練 | 4 | 地域防災指導訓練 | 1 |
| 水災活動訓練 | 1 | 行事その他 | 0.5 |
| 救助・救命訓練 | 4 | 合 計 | 14 |

(2) 分団指揮課程 (分団長・副分団長を対象)

| 教 科 目 | 時 間 | 教 科 目 | 時 間 |
|-----------|-----|----------|-----|
| 講話 | 0.5 | 防災 | 1.5 |
| 組織制度 | 1 | 災害対応図上訓練 | 2.5 |
| 安全管理・事例研究 | 1 | 行事その他 | 0.5 |
| | | 合 計 | 7 |

4 その他訓練

(1) 機関運用訓練

| 教 科 目 | 時 間 |
|------------|-----|
| 走行・ポンプ運用訓練 | 3 |
| 合 計 | 3 |

(2) 規律訓練

| 教 科 目 | 時 間 |
|-------|-----|
| 規律訓練 | 3 |
| 合 計 | 3 |